

## 自転車運転時、信号無視等に注意！

皆さんご承知の通り、2026年4月1日から、自転車の交通違反に対する「青切符」制度が導入され、反則金が科せられるようになりました。

赤信号無視や一時不停止なども対象となります。自転車は道路交通法上の「軽車両」であり、信号や標識に従う義務があります。

以下の行為は行わないよう注意し、安全運転を心がけましょう。

1. 赤信号では停止線の手前で必ず停止してください。信号無視は違反です。
2. 歩道を使って信号を回避するショートカットは危険な違反行為です。
3. 歩道へ進入する際は、歩行者の有無など周囲の安全確認を十分に行ってください。
4. 自転車通行可でない歩道の走行は、やむを得ない場合に限られます。信号回避のための走行は認められていません。

自転車は車両の仲間です。原則として車道を通行し、信号に従いましょう。

赤信号では停止し、青信号を待つことを徹底してください。

常に周囲の安全を確認し、事故防止に努めましょう。

安全管理委員会

令和8年度安全標語

自転車は軽車両・  
交通ルールを守って安全運転

多摩平3班 六川幸彦

